

告示日 平成 23 年 4 月 1 日

岐阜市告示第 1 号

広告物規制地区の指定

1 広告物規制地区の名称

金華山・長良川地区

2 広告物規制地区の区域

別紙 1 のとおり

3 規制地区基本方針

別紙 2 のとおり

4 許可に関する基準

岐阜市屋外広告物条例施行規則（平成 21 年岐阜市規則第 58 号）別表第 1 のとおり

5 施行日

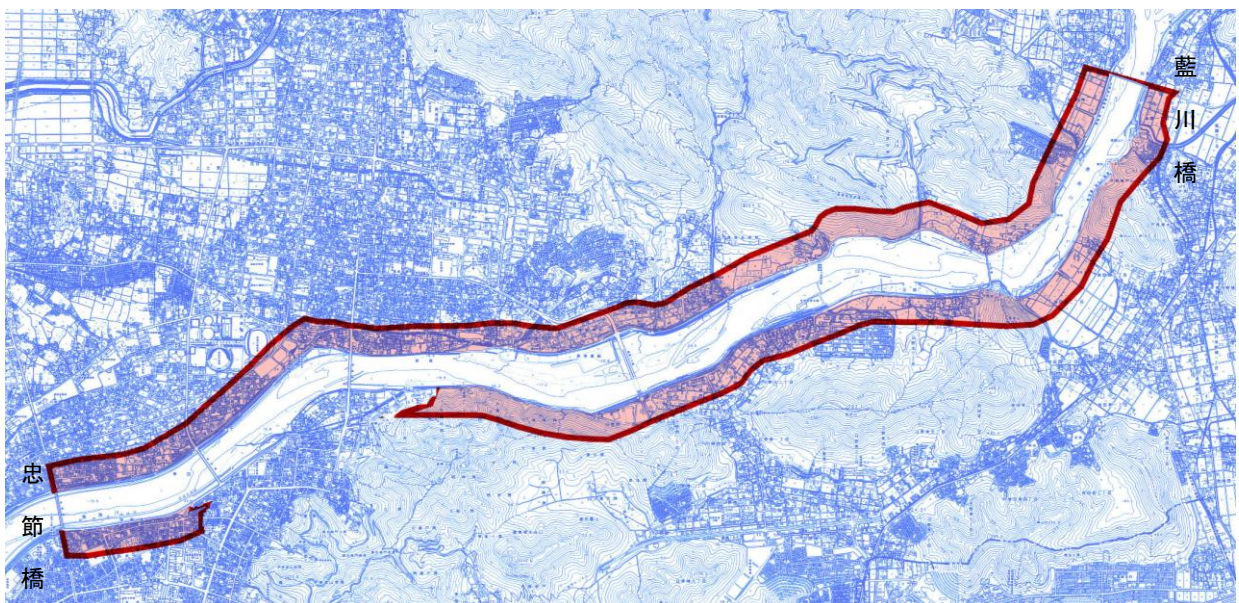
平成 23 年 7 月 1 日

別紙 1

広告物規制地区の対象区域

岐阜市芥見町屋 1 丁目の一部、祇園 1 丁目の一部、芥見海戸山の一部、岩田西 1、2、3 丁目の一部、日野北 1、2、3、4、5、6、7 丁目の一部、日野西 1、2、3 丁目の一部、日野の一部、四屋町、若松町の一部、柳生町の一部、柳町の一部、御杉町、忠節町 1、2、3、3 丁目南町、4 丁目、真砂町 1 丁目の一部、永田町の一部、平河町、北野町の一部、天神町の一部、不動町、西野町 1、2、3 丁目の一部、早田大通り 1 丁目の一部、山吹町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、早田町 1 丁目、2 丁目の一部、津島町 1、2、3、4、5、6 丁目の一部、岩倉町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、早田東町 1 丁目、2 丁目、3 丁目の一部、4 丁目、5 丁目、6 丁目の一部、早田の一部、長良福光の一部、長良丘 1 丁目、2 丁目、長良の一部、長良法久寺町の一部、長良金碧町の一部、長良大前町 1、2 丁目の一部、長良宮口町 3 丁目の一部、雄総桜町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目の一部、雄総柳町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、雄総緑町 1 丁目、2 丁目、3 丁目の一部、4 丁目、5 丁目、6 丁目の一部、中川原 1 丁目、2 丁目の一部、3 丁目の一部、4 丁目、5 丁目、長良志段見の一部、長良古津の一部、大蔵台の一部、向加野 1 丁目の一部であって長良川兩岸の堤防道路の天端から 200m以内の地域（下記に示す区域）

記



別紙2

規 制 地 区 基 本 方 針

1 基本構想

長良川流域の屋外広告物の適切な規制・誘導を図るため、屋外広告物の形態意匠、面積、色彩、掲出位置、素材、照明等について、長良川や金華山、百々ヶ峰等の自然景観、それらと市街地との調和、長良川鵜飼などの文化的な景観に配慮した屋外広告物の表示・設置を行うものとする。

2 基本的事項

項 目	内 容
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none">・複雑な形状のものや安易な仕様のあるものは、設置しないよう努める。・建築物を利用するものは、主な色彩及び形状を周辺の景観と調和させるよう努める。・長良川や金華山、百々ヶ峰等の自然景観、長良川鵜飼などの文化的な景観に配慮したものとする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none">・複数のを同一方向に設置する場合は、色彩の調和を図る。・けばけばしい印象を与える色彩及びその組み合わせは控える。・使用する色の数は、できる限り少なくする。
掲 出 位 置	<ul style="list-style-type: none">・金華山、百々ヶ峰等の山々への見通しを極力確保する位置に表示・設置をする。
掲 出 方 法	<ul style="list-style-type: none">・壁面上部に表示・設置をする場合は、切り文字とし、商標・ロゴ・施設名の表示にするよう努める。
照 明	<ul style="list-style-type: none">・鵜飼開催時には、広告物への照明は控える（金華橋から千鳥橋までの区域）。・動光、点滅、レーザー光線、ネオンサイン、電光掲示板等の使用は控える。・広告面を照らす外照式のもの、切り文字部分に限った内照式・間接照明式のものにするよう努める。
素 材	<ul style="list-style-type: none">・経年変化に耐え、周辺の景観と調和したものを使用する。